
プロジェクト	優先度決定フレームワーク
項目	2025 年 12 月開催 会計基準アドバイザー・フォーラム (ASAF) への対応

I. 本資料の目的

1. 本資料は、2025 年 12 月開催の会計基準アドバイザー・フォーラム (ASAF) で議論される予定の優先度決定フレームワークに関連する内容について、ご審議いただくことを目的としている。
2. 本議題については、国際会計基準審議会 (IASB) のスタッフが IASB の優先度決定フレームワークの概要を説明するとされている。また、これに関連して、第 3 次アジェンダ協議の期間の延長により利用可能となった開発能力をどのプロジェクトに用いるかについても議論の対象となる可能性がある。

II. 優先度決定フレームワーク

3. 本資料第 4 項から第 7 項では、2025 年 1 月の IASB ボード会議のアジェンダ・ペーパー (AP)8 にある優先度決定フレームワークの作成の背景を紹介する。
4. IASB は、世界的な基準設定機関として、財務諸表の利用者、作成者、監査人、規制当局、各国の基準設定主体、政策立案者、学界など、多様な利害関係者を有する約 150 の法域に奉仕しているとされている。その結果、IASB にはテクニカル・プロジェクトの実施を求める多様な要請が数多く寄せられる一方、IASB も利害関係者も、テクニカルな会計上の事項に対応する開発能力には限界があるとしている。
5. したがって、IASB は、5 年ごとのアジェンダ協議のプロセスを通じた包括的な優先度決定の間に、作業計画上のテクニカル・プロジェクトの優先度を一貫して決定するため、「デュー・プロセス・ハンドブック」の原則を運用化する支援となる優先度決定フレームワークを開発中であるとしている。
6. 優先度決定フレームワーク案は、基準設定プロセスにおける優先度の決定に関する構造化されたアプローチを正式なものとするために、他の優先度決定についての要求事項、フレームワーク及び現行の実務を統合、利用しているとされている。具体的には、優先度決定フレームワーク案は次から導かれたとされている。

- (1) 「デュー・プロセス・ハンドブック」の要求事項
 - (2) 第3次アジェンダ協議において適用された規準
 - (3) 適用後レビューにおいて識別された事項の優先度決定の規準
 - (4) 直近で作業計画から除外されたプロジェクトに適用された要因
 - (5) 国際サステナビリティ基準審議会（ISSB）が最近の議題の優先度決定に関する協議において使用した優先度決定の枠組み及び一部の国内基準設定主体が使用した優先度決定の枠組み
7. したがって、本優先度決定フレームワークの使用により、優先度決定の結果が大きく変化することは想定されないとしている。しかし、単一で容易にアクセス可能な枠組みの使用により、証拠の収集、分析及び議論、並びに優先度決定の効率化が図られることが期待されるとしている。
8. 2025年1月のIASBボード会議のAP8において示されている優先度決定フレームワーク案の仮訳を別紙においてお示ししている。本委員会においては、優先度決定フレームワーク案について、ご意見があればいただきたい。

ディスカッション・ポイント1

IASBの優先度決定フレームワーク案について、ご意見があれば頂きたい。

III. IASBがパイプラインに追加するプロジェクト

(第4次アジェンダ協議の延期)

9. IASBは、2025年3月より第4次アジェンダ協議についての議論を開始した。2025年3月のIASBボード会議において、IASBはISSBと同時にアジェンダ協議を行うことにより、利害関係者が容易に各審議会の作業計画を同時期に検討し、それぞれの独立した作業計画に関係する共同作業の優先順位についての包括的なフィードバックを提供することができる点となることに留意したとされている¹。
10. しかし、ISSBは2024年6月に2024年から2026年までの期間を対象とするアジェンダの優先度に関する協議を完了していたため、2025年3月時点においてISSBはアジェン

¹ 2025年9月 IASB ボード会議 AP24 第4項

ダ協議を開始する状況にはなかったとされている。このため、IASB スタッフは次のことを提案した²。

- (1) IASB の第 4 次アジェンダ協議を進める。IASB は、2027 年から 2031 年の期間を対象とした情報要請を 2025 年 10 月に公表するように取り組む。
- (2) ISSB が同じ期間にアジェンダ協議を開始する場合、5 年間の第 4 次アジェンダ協議の期間を短縮する。

11. 2025 年 7 月に、ISSB は次回のアジェンダ協議のタイムラインについて議論し、IASB がタイムラインに同意することを条件に次のことを決定した³。

- (1) 2026 年後半にアジェンダ協議プロセスを開始する。
- (2) 2027 年に、IASB が IASB のアジェンダに関する情報要請を公表すると同時にアジェンダに関する情報要請を公表する。

12. 前項の ISSB の決定を受け、2025 年 9 月の IASB ボード会議において、第 4 次アジェンダ協議のプロジェクトの方向性について議論が行われた。議論の結果、IASB は第 4 次アジェンダ協議に対するアプローチを次のことによって改訂することを決定した⁴。

- (1) 2025 年 10 月に情報要請を公表するという当初の計画を、ISSB に合わせるために 2027 年に同時に情報要請を行うという提案に沿って延期する。
- (2) 第 3 次アジェンダ協議の期間を、ISSB と同時に行うアジェンダ協議が 2028 年に完結するまで延長し、その間に利用可能となる開発能力を既存及び新規のプロジェクトに使用する。

(第 3 次アジェンダ協議の期間の延長によりパイプラインに加えるプロジェクト)

13. 2025 年 9 月の IASB ボード会議の AP24 においては、IASB が前項(2)の通り、第 3 次アジェンダ協議の期間を延長することを決定した場合には、IASB は次のステップとしてどのプロジェクトをパイプラインに加えるか決定することもあり得ると IASB スタッフは提案していた⁵。

14. この点、IASB スタッフはパイプラインに加える可能性のあるプロジェクトとして次の 4 つのプロジェクトを挙げている。(1)及び(2)は第 3 次アジェンダ協議の予備リストに挙

² 2025 年 9 月 IASB ボード会議 AP24 第 5 項

³ 2025 年 9 月 IASB ボード会議 AP24 第 6 項

⁴ 2025 年 9 月 IASB Update

⁵ 2025 年 9 月 IASB ボード会議 AP24 第 15 項

げられており、(3)及び(4)は現在のアジェンダ協議の期間に注意を喚起された論点とされている⁶。

- (1) 排出物価格設定メカニズム
- (2) 事業セグメント
- (3) 超インフレ
- (4) 暗号資産

15. 次項から第 23 項において、2025 年 6 月の資本市場諮問委員会 (CMAC) と世界作成者フォーラム (GPF) の合同会議の AP6B において示されていた、第 4 次アジェンダ協議の情報要請に含める予定とされていた潜在的な IASB のプロジェクトの説明のうち、前項(1)から(4)に関連する IASB スタッフの説明を紹介する。

排出物価格設定メカニズム

16. AP6B では、排出物価格設定メカニズムには、規制対象制度と自主的制度があるが、これらのメカニズムの普及が進んでいる一方で、IFRS 会計基準における具体的な会計についての要求事項の不足により企業への影響を報告する実務において不統一が生じているとしている。
17. AP6B では、規制対象制度について利害関係者は次の点について懸念を表明しているとされている。
- (1) 排出枠をどのように認識し、どのように当初測定するか。
 - (2) 保有する排出枠（過去又は将来の汚染物質の排出をカバーするために保有する排出枠及び投資目的で保有する排出枠両方を含む）をどのように事後測定するか。
 - (3) 既に排出した汚染物質をカバーするために排出枠を償却する負債をどのように認識し、測定するか。これには、次について決定することが含まれる。
 - ① 負債が存在するかどうか、それをいつ認識するか。
 - ② どのように当該負債を測定するか。
 - (4) 排出物価格設定メカニズムについての情報をどのように開示するか。

⁶ 2025 年 11 月 4 日～5 日開催 IASB Advisory Council AP4 Update on the IASB's activities のスライド 10 を参照。

18. AP6B では、利害関係者は、自主的制度における気候関連のコミットメントについての会計処理における不統一について懸念を表明しているとされている。これには、一部の自主的制度において創出されたカーボン・クレジットが資産の定義を満たすかどうかも含まれるとされている。

事業セグメント

19. AP6B では、投資家は、IFRS 第 8 号「事業セグメント」を適用して開示されている情報の粒度及び比較可能性について懸念を表明し、次のことを述べているとされている。

- (1) 報告セグメントに事業セグメントが多く集約されすぎているため、集約の規準や、場合によっては事業セグメントを識別する要求事項について改善が必要である。
- (2) 報告セグメントの構成を繰り返し変更することが、報告企業の各期間の比較可能性に影響している。
- (3) セグメントごとの項目の開示が不十分である。セグメントごとに開示が要求される項目には、収益、費用、資産、資本、資本的支出、企業結合、売却目的で保有する非流動資産及び非継続事業を含むことができる。一部の投資家は、情報が最高経営意思決定者に定期的に報告されているかにかかわらず、追加の項目の開示が要求されるべきである。

超インフレ

20. AP6B では、ホライゾン・スキニング活動により、IAS 第 29 号「超インフレ経済下における財務報告」（以下「IAS 第 29 号」という。）の適用上の課題及び懸念が明らかになっており、利害関係者は次の点について懸念を表明しているとされている。

- (1) IAS 第 29 号の適用による情報の有用性について懸念が示されており、この点について利害関係者の見解は分かれている。一部の利害関係者は IAS 第 29 号の適用により必ずしも経済的実態が財務諸表に反映されるわけではなく、投資家は必ずしも IAS 第 29 号を適用して作成された財務諸表を理解できているわけではないと述べている。他の利害関係者は IAS 第 29 号を適用して提供された情報は有益であり、経済が超インフレとなる前でも当該基準は適用されるべきであると述べている。
- (2) IAS 第 29 号の範囲の要求事項の適用について懸念が示されており、利害関係者は要求事項の適用は難易度が高く、主観的で判断の要素が大きいと述べている。例えば、利害関係者は次の点を報告している。

- ① IAS 第 29 号に挙げられている超インフレ経済の指標（及び他の指標）に付与されるべき重みについての異なる見解
 - ② 一部の状況において IAS 第 29 号を適用するかどうか評価することの難しさ—例えば、経済が一時的かつ単発の事象のみによって超インフレ経済の特徴を示している場合
- (3) IAS 第 29 項の修正再表示の要求事項の適用について懸念が示されており、利害関係者は次のように述べている。
- ① 適切な物価指数を識別し、適用することは難易度が高い。
 - ② 初めて適用する際に要求される IAS 第 29 号の遡及適用は難易度が高く、コストがかかる。
 - ③ IAS 第 29 号の要求事項が他の IFRS 会計基準の要求事項とどのように関連するかについての明確さが不足している。

暗号資産

21. AP6B では、利害関係者は、暗号資産及び関連する取引の会計処理について次のような懸念を示しているとされている。
- (1) 暗号資産の経済的特性は、無形資産より現金又は他の金融商品と類似するため、IAS 第 38 号「無形資産」（以下「IAS 第 38 号」という。）によって要求される暗号資産の会計処理は、有用な情報を提供しない可能性がある。
 - (2) 暗号資産は公正価値で測定されるべきであるが、IAS 第 38 号は活発な市場における公正価値測定しか認めておらず、公正価値の変動は事後のリサイクリング無しでその他の包括利益に認識される。
 - (3) 暗号資産の直接保有並びに暗号資産の間接保有又はイニシャル・コイン・オファリング（ICO）等の他の関連する取引についての要求事項が必要である。
22. 前項に関連する事項として、IASB は次のアプローチによって「無形資産」プロジェクトに関する検討を開始することを決定した。
- (1) 財務諸表における認識済み及び未認識の無形資産及びそれらに関連する支出に関する情報に対する利用者のニーズを評価すること。

(2) 無形資産の定義、関連するガイダンス及び認識規準のいくつかの側面を更新すべきかどうかを、次のことによって検討する（当初は、テストケースとして、新種の無形資産及びそれらの新しい使用方法に関する適用上の論点を使用し、それから、より幅広い無形資産の集団に対する考え得る修正の影響を検討する）。

23. また、IASB は前項の事項の作業が十分に進んだ段階で、資産の意図した用途又は保有目的に基づき、投資目的で保有する無形資産の会計処理を検討することを決定した。

(ASBJ の気付事項)

24. 排出物価格設定メカニズムについては、第 3 次アジェンダ協議において優先度高と識別されたものであるため、一定のニーズはあると考えられる。この点、排出物価格設定メカニズムについては我が国においても制度が導入される所であり、アジェンダに取り上げることに賛成できると考えられる。

25. 事業セグメントについては、第 3 次アジェンダ協議において優先度高と識別されたものであり、一定のニーズはあると考えられる。しかし、利用者からはニーズが聞かれているものの、作成者からはニーズは聞かれていない。取り上げるとしてもプロジェクトの範囲を明確にしなければ、効率的な基準開発は難しくなると考えられる。

26. 超インフレについては、我が国におけるニーズは高くないと考えられるものの、IASB は一部の法域のみで問題となっている事項についてもリソースを割き、対応する必要があると考えられる。

27. 暗号資産については、保有者の会計処理についての要求事項を定めることは可能であると考えられるものの、発行者の会計処理についての要求事項を定めることは難易度が高いと考えられる。

28. 一方、現在 IASB が取り扱っているプロジェクトの中には、資本の特徴を有する金融商品や動物的リスク管理等の長期間にわたり議論が継続しているプロジェクト、無形資産やキャッシュ・フロー計算書等の多くのリサーチを必要とするプロジェクトがある。第 3 次アジェンダ協議の期間を延長したことにより生じたリソースは、これらのプロジェクトに用いることも考えられる。

ディスカッション・ポイント 2

IASB がパイプラインに追加するプロジェクトについて、ご意見があれば頂きたい。

以 上

別紙：優先度決定フレームワーク案の仮訳

以下は、2025年1月のIASBボード会議のアジェンダ・ペーパー8の付録Aにおいて示されていたIASBの優先度決定フレームワーク案について、ASBJ事務局で作成した仮訳である。

A1 この付録は、次から構成されている。

- (a) 基準設定プロセスの概要
- (b) 優先度決定フレームワーク案の概要
- (c) 基礎となるフレームワーク
- (d) 基礎となるフレームワークに関する異なる類型

基準設定プロセスの概要

A2 5年ごとに、IASBは、デュー・プロセス・ハンドブックで要求されるため、アジェンダ協議を実行する。5年ごとのアジェンダ協議は、優先度の決定に適用するためのフレームワーク（要件）を含め、IASBが優先度について包括的に検討し、協議する機会を提供する。アジェンダ協議の一部として、IASBはパイプラインに新規のテクニカルなプロジェクトを追加する可能性があり、そのパイプラインはIASBが次回の5年ごとのアジェンダ協議の前に開始することを約束している稼働していないプロジェクトから構成される。IASBはパイプライン又は作業計画からプロジェクトを除外する可能性もあり、作業計画はIASBが積極的に作業しているプロジェクトから構成される。

A3 アジェンダ協議の一環として、IASBは、IASBの活動に係る戦略的方向性及びバランスについても協議する。2022年に終了した、2022年から2026年までを対象とする第3次アジェンダ協議において、IASBは6つの主要な活動のバランスを決定した。これには次が含まれる：

- (a) リサーチ及び基準設定は、焦点の水準のおよそ45%から50%を構成する。リサーチ及び基準設定は、新規のIFRS会計基準の開発、IFRS会計基準の主要な修正の開発、IFRS for SMEs会計基準の包括的レビュー、及び適用後レビューから構成される。
- (b) 維持管理及び一貫した適用は、焦点の水準のおよそ15%から20%を構成する。これらの活動は、IFRS会計基準の維持管理及び一貫した適用を目的とする狭い範囲のプロジェクトから構成され、通常、既存のIFRS会計基準及び「財務報告に関する

概念フレームワーク」の範囲内で効率的に（2年から3年後に）解決可能な事項で構成される。これらの活動には、解釈指針委員会の作業も含む。

- A4 アジェンダ協議の間の5年間において、市場の進展に対応するために、新規のプロジェクトがIASBのパイプラインに追加される（又は、緊急の場合、作業計画に直接追加され、直ちに開始される）可能性がある。通常、このようなプロジェクトは維持管理及び一貫した適用についてのプロジェクトである。なぜなら、維持管理及び一貫した適用についてのプロジェクトは必要に応じて指定されるものであるが、アジェンダ協議は具体的なリサーチ及び基準設定プロジェクトの優先度決定に焦点を当てているからである。アジェンダ協議に対するこのアプローチによって、IASBが5年間でより小規模でより早期のプロジェクトで市場の進展に機敏かつ迅速に対応するための能力を確保することを可能にする。しかしながら、IASBは、アジェンダ協議の間に過去の決定を更新する必要を示す十分な証拠がある場合、リサーチ及び基準設定プロジェクトを追加する可能性もある。
- A5 ひとたびプロジェクトが作業計画に追加されると、IASBは解決すべき問題に関する証拠を収集し、識別された問題に対処するための基準設定に着手する。その作業が完了次第、IASBは修正又は新規のIFRS会計基準を発行する。このプロセスを通じて、IASBは修正を発行する前に、プロジェクトの中止を決定する可能性がある。これが発生するのは、例えば、初期の証拠が示すように、問題が広範ではないと作業が示唆している場合である。
- A6 修正又は新規のIFRS会計基準を発行した後、
- (a) IASB又は解釈指針委員会は、基準の適用に関する疑問点を受領する可能性がある。これらの疑問点の中には、新規のプロジェクトに繋がる可能性があるものもある。
 - (b) IASBは、財務諸表の利用者、作成者、監査人、及び規制当局に対するこれらの新規の要求事項を適用する影響が、IASBがこれらの要求事項を開発したときに意図したものだったかどうかを評価するために、主要な修正及び新規のIFRS会計基準の適用後レビューを実行する。適用後レビューにおけるIASBの発見事項の中には、新規のプロジェクトに繋がる可能性があるものもある。

優先度決定フレームワーク案の概要

- A7 本付録に記載された優先度決定フレームワーク案は、内部及び外部のリソースの制約の下で、世界中の金融市場に透明性、説明責任及び効率性をもたらすために、IASBの

作業の貢献を最大化するための IASB の 5 年ごとのアジェンダ協議の間における相対的な優先度の決定を支援することを意図している。

A8 優先度決定フレームワーク案は、IASB の 5 年ごとのアジェンダ協議の間における優先度の決定に焦点を当てている。なぜなら、A2 項に記載のとおり、優先度を決定する際に適用するためのフレームワーク（要件）を含め、5 年ごとのアジェンダ協議は優先度について包括的に検討し協議する機会を IASB に提供するからである。これは、既存の及び可能性のある将来のテクニカルなプロジェクトに関する相対的な優先度の決定を行うための全体像を IASB に提供する。しかしながら、アジェンダ協議の間において、IASB は、包括的な検討及び協議から得られる便益なしに、作業計画に追加する又は作業計画から除外するプロジェクトに関する都度の決定を行わなければならない。

A9 IASB は、前回のアジェンダ協議以降の新たな証拠に基づいて優先度決定フレームワーク案における考慮事項を評価する。潜在的なプロジェクトが大きいほど、プロジェクトを追加するために必要となる証拠の重要度は高くなる。

A10 フレームワーク案の適用は判断を要求する。どの個々の考慮事項も決定的なものではなく、IASB メンバーは個々の考慮事項に異なった重要性を見出す可能性がある。

A11 フレームワーク案は、基礎となるフレームワークと、行われる優先度決定の性質及びプロジェクトの種類に基づく異なる類型から構成される。

基礎となるフレームワーク

A12 IASB の優先度の決定は、主に 2 つの種類の考慮事項（テクニカルな考慮事項及びオペレーショナルな考慮事項）の程度によって決まる。

A13 テクニカルな考慮事項は、次のとおりである。

(a) **広範性**—すなわち、多くの企業がその事項によって影響を受けている又は影響を受けると見込まれている。広く適用されていない要求事項に関連するプロジェクト（又は任意のガイダンスに関連するプロジェクト）は優先順位が低くなる可能性がある。ボードの優先順位によって影響を受ける人々の適切なバランスを確保するのに役立つために、考慮事項には影響を受ける法域、企業及び産業が含まれる。

(b) **影響（見込まれる財務報告の便益がコストを上回る）**—IASB は、利用者のニーズに焦点を当てて（しかしそれだけではない）検討する。

- (i) 例えば、より意思決定に有用な（比較可能であることを含む）情報のような見込まれる便益、又はコスト低減
 - (ii) 要求事項の変更から生じることが見込まれる初期及び継続コスト（財務及びそれ以外）
- (c) **必要となる基準設定への投資を考慮した、基準設定の実現可能性**-これには範囲の識別及び解決策の開発の実現可能性を含む。プロジェクトが追加されリサーチが行われるようになった後に実現可能性がより明らかになる可能性がある。
- 基準設定に必要な投資の水準が低い事項は基準設定の実現可能性が高い可能性があり、したがって、優先順位が高くなる可能性がある。対照的に、高度な判断又は不遵守を含む事項には、どれだけ基準設定への投資を行ったとしても、基準設定の解決策がない可能性があり、したがって、優先順位が低くなる可能性がある。
- プロジェクトがそのライフサイクルを通じて進むにつれて、完了までの残りの基準設定への投資の水準並びに公開草案又は最終修正/基準に賛成する圧倒的多数の投票の可能性についても考慮される可能性がある。
- (d) **戦略的な優先度**-これには、例えば、IFRS 会計基準の原則的な性質の維持、ISSB とのコネクティビティの促進、以前に達成された US GAAP とのコンバージェンスの維持、デジタル報告の促進、又は IFRS 会計基準の適用を改善するための理解可能性の改善といった考慮事項を含む可能性がある。

A14 オペレーショナルな考慮事項は、次のとおりである。

- (a) 解決策が必要とされる時間的制約。緊急のプロジェクトは直ちに開始され、パイプラインに一瞬しかかからない可能性がある（事実上、パイプラインを素通りする）。事項の時間的制約は、広範性及び影響といったテクニカルな考慮事項に関連する可能性がある。
- (b) 論点となる事項が、IASB の作業を促進する可能性がある他の基準設定主体及び組織によって行われている関連するリサーチを含めて、他のプロジェクトとのシナジーがあるか。
- (c) プロジェクトのニーズを満たすために、（内部及び利害関係者の）開発能力が利用可能か。開発能力は、第 3 次アジェンダ協議の間に確立された、リサーチ及び基準設定と維持管理及び一貫した適用との戦略的なバランスも考慮する。開発能力が利用可能でない場合、関連する優先度の決定は、稼働中のプロジェクトから開

発能力を確保するために、又はパイプラインプロジェクトの予想される開始を遅らせることによって、行われる必要がある。

- (d) プロジェクトが停止している場合、再度開始するための努力

基礎となるフレームワークに関する異なる類型

A15 基礎となるフレームワークの適用は次によって決まる。

- (a) 優先度決定の性質
(b) プロジェクトの種類

優先度決定の性質

A16 優先度の決定は、基準設定プロセスを通じて、4つの時点で行われる。

- (a) IASB がパイプラインに新規のプロジェクトを追加することを決定する可能性がある時点であるアジェンダ協議の一環として。IASB はパイプライン又は作業計画からプロジェクトを除外することを決定する可能性もある。
- (b) アジェンダ協議の後に、潜在的な新規のプロジェクトが様々な情報源を通じて識別される可能性がある (A23 項参照)。この時点で、IASB は、当該プロジェクトがパイプラインに追加される十分な優先順位があるかどうかを決定しなければならない。「デュー・プロセス・ハンドブック」は、過去のアジェンダ協議で考慮されなかった場合、潜在的な主要なプロジェクトを作業計画に追加する前に IASB は IFRS 諮問会議及び ASAF と協議することを要求している。
- (c) IASB はいつパイプラインプロジェクトを開始するかを決定しなければならない。この決定は、次回のアジェンダ協議の前にパイプラインプロジェクトを開始できるように、次回のアジェンダ協議の開始前のある時点で行われる。
- (d) 稼働中のプロジェクトについては、協議文書に対するフィードバックを評価した後のような、そのライフサイクル内の自然な時点で、IASB は次を検討する可能性がある。
- (i) プロジェクトの範囲の変更
- (ii) プロジェクトの停止 (パイプラインに戻す可能性を含めて)
- (iii) プロジェクトの中止及び作業計画からの除外

A17 A8 項に記載のとおり、アジェンダ協議の一部としての優先度の決定（A16 項(a)）は、このフレームワークの範囲を超える。

A18 パイプラインにプロジェクトを追加するかどうかに関する優先度の決定（A16 項(b)）は、主にテクニカルな考慮事項に焦点を当てる。しかしながら、パイプラインは、IASB が次の 5 年ごとのアジェンダ協議の前に開始することを約束した稼働していないプロジェクトから構成されることに再度留意すべきである。パイプラインは、すべてのテクニカルに重要なプロジェクトの待合室ではない。したがって、オペレーショナルな考慮事項もその決定に組み込まれる必要がある可能性がある。例えば、

(a) 包括的なアジェンダ協議の優先度決定プロセスから便益を得るためにプロジェクトを保留すべきかどうか（すなわち、オペレーショナルな考慮事項の時間的制約の要素）

(b) プロジェクトの追加が他の継続中のプロジェクトの進展にどのように影響するかを含め、次のアジェンダ協議の前に開始する十分な開発能力があるかどうか（すなわち、オペレーショナルな考慮事項の開発能力の要素）

A19 いつパイプラインプロジェクトを開始するか（A16 項(c)）又は稼働中のプロジェクトを停止するか（A16 項(d) (ii)）に関する優先度の決定は、主にオペレーショナルな考慮事項に焦点を当てる。

A20 プロジェクトの範囲の変更に関する優先度の決定（A16 項(d) (i)）は、同時に行う、変更するかといつ変更するかの決定である。

A21 稼働中のプロジェクトを中止するかどうかに関する優先度の決定（A16 項(d) (iii)）は、主にテクニカルな考慮事項に焦点を当てる。

A22 スタッフは停止しているプロジェクトと中止したプロジェクトを区別しており、将来的にはこの区別に関する明確なコミュニケーションを推奨する。これは、プロジェクトは通常、テクニカルな考慮事項に基づいて中止すべきだからである。結果として、たとえ将来的に当該プロジェクトへの需要がある場合でも、IASB は、新たなテクニカルな情報がない限り、そのようなプロジェクトに着手する基礎を持つことはない。対照的に、新たなテクニカルな情報があるかどうかにかかわらず、オペレーショナルな考慮事項がより好ましい場合、将来的に停止しているプロジェクトを再開させる可能性がある。

プロジェクトの種類

A23 プロジェクトは異なる情報源から生まれる。

- (a) 5年ごとのアジェンダ協議
- (b) 必要となるプロジェクト、すなわちデュー・プロセス・ハンドブックで要求される適用後レビュー及び IFRS for SMEs 会計基準の定期的包括レビュー
- (c) 基準設定の必要性に関する適用後レビューから得られた証拠
- (d) IFRS 解釈指針委員会からの推奨又は IFRS 解釈指針委員会からの発見事項に対応した行動
- (e) IASB メンバー及びスタッフがリサーチ及びアウトリーチを通じて新たな論点を監視するホライゾン・スキヤニング活動

A24 A8 項に記載のとおり、アジェンダ協議の一環としての優先度の決定 (A23 項(a)) はこのフレームワークの範囲を超える。

A25 必要となるプロジェクト (A23 項(b)) 及び適用後レビューから生じるプロジェクトに関する優先度決定の考慮事項は、基礎となる優先度決定の考慮事項とは異なる。具体的には、

- (a) 必要となるプロジェクトに関して、
 - (i) これらのプロジェクトは必要とされているので、これらのプロジェクトを追加又は中止するかどうかに関する決定は必要ない。
 - (ii) いつこれらのプロジェクトを開始するかに関する決定には追加の考慮事項がある。適用後レビューに関するリンク及び IFRS for SMEs 会計基準の BC264 項を参照。
- (b) 適用後レビューから生まれるプロジェクトに関して、プロジェクトを追加するかどうか及びそれをいつ開始するかに関する決定は、この優先度決定フレームワークと整合させる機会は今後検討される可能性があるが、当面の間、適用後レビューの優先度決定フレームワークに基づく。

以上